

# 貸与

## 日本学生支援機構「貸与奨学金継続願」の提出に関するお知らせ

日本学生支援機構の貸与奨学生は、次年度も奨学金の貸与を希望することについて、年に一度、「継続願」の提出が必要です(次年度の貸与を希望しない場合も含む)。継続願が未提出の場合、次年度からの貸与奨学金は「廃止」となります。

### 1. 「貸与奨学金継続願」提出対象者

令和7年10月末時点で、日本学生支援機構貸与奨学金が「振込中」「保留中」の人

#### ◎以下の人は「貸与奨学金継続願」の提出対象外です

- ・令和7年11月以降に採用された人
- ・令和7年度中に満期になり奨学金の貸与が終了する人(または貸与終了済の人)
- ・「保留中」で、昨年度の「貸与額通知」に表示された「振込明細」以降に振込みがなかった人
- ・「休止中」又は「停止中」の人

#### 【重要】

☆令和7年11月以降に貸与終期を延長した人や、次年度からの奨学金の辞退を希望する人も手続きが必要です。辞退を希望する場合は、「奨学金振込みの継続の確認」の項目で、「奨学金の継続を希望しません」を選択してください。

☆給付奨学金を受給しており、第一種奨学金の貸与月額が併給調整により0円となっている人も手続きが必要です。

☆第一種奨学金、第二種奨学金の2つの奨学生番号がある人は、それぞれの番号で「貸与奨学金継続願」の提出(入力)が必要です。

### 2. 貸与奨学金継続願の提出(入力)

①「『貸与奨学金継続願』入力準備用紙」、貸与額通知の内容を確認。

\*「『貸与奨学金継続願』入力準備用紙」の内容に沿って、必要書類等を確認ください。

#### 重要 収入と支出の入力について

- ・収入に関する情報では、日本学生支援機構の貸与奨学金の金額が自動で入力されます。給付奨学金の金額は自動入力されませんので、手動で入力してください。奨学金を「家庭からの給付に含めるなど、二重計上しないよう十分に留意してください。」
- ・「収入に関する金額」と「支出に関する金額」の入力を行うと、「収入と支出の差額」が自動計算されます。

「何を」「どこに」「いくら」計上すべきかをよく確認し、正確な金額を入力してください。

②「『貸与奨学金継続願』入力準備用紙」に下書きを記入する。

③スカラネット・パーソナル(スカラPS)から継続願を提出(入力)する。

【入力期間】 令和7年12月16日(火)～令和8年1月14日(水)

※8:00～25:00(土日祝日も可)

# 貸与

## 3. 審査…適格認定(学業)

提出された「奨学金継続願」の入力内容と学業成績等を総合的に審査し、奨学金継続可否等(【継続】【警告】【停止】【廃止】)を判断します。判定結果(処置通知)は、4月の振込日以降に日本学生支援機構から大学を通じて交付されます。

### ★各認定区分について

【継続】奨学金の交付は継続されます。

【警告】奨学金の交付は継続されますが、学業成績が回復しない場合は、「廃止」又は「停止」となることがあります。

【停止】奨学金の交付を一年間停止します。学業成績が向上した場合、復活することがあります。

【廃止】奨学生としての身分を失い、奨学金の交付が取り止められます。

### 継続願の提出における留意点

#### ◆奨学金の「返還義務」や「廃止」「停止」の処置への理解について

貸与した奨学金は必ず返還の義務があることや、ご自身の学業成績等により次年度の奨学金が「廃止」「停止」になる場合があることについて、資料をよく確認し、事前に承知をしておいてください。

#### ◆生計を維持している人の人数等に変更が生じている場合、継続願で入力してください。

#### ◆「あなたの返還誓約書情報」について

連帯保証人・保証人の住所(住民票住所)・氏名等(人的保証の場合)、連絡先の住所・氏名等(機関保証の場合)が表示されています。これらに変更や訂正がある場合は、「貸与奨学金継続願」提出後、大学に申し出てください(継続願での変更はできません)。

また、本人住所等が空欄になっている場合、住所に変更がない場合でも、「あなた自身の住所、電話番号を変更しましたか。」の設問に対し、「はい」を選択し、入力してください。

#### ◆入力内容について

必ず下書き用紙に記入してから、誤りのないように入力してください。入力内容に誤りがあった場合で、所定の入力(訂正)期間を過ぎた場合、学生支援チームに連絡してください。

#### ◆「貸与奨学金継続願」の入力完了について

入力が最後まで終わると受付番号が出ますので、これを必ず印刷または画像保存してください。

### \*令和8年4月以降の貸与奨学金の継続を希望しない人へ\*

希望しない場合でも、継続届(「奨学金の継続を希望しません」を選択)を提出してください。

次年度からの貸与奨学金の継続を希望しない人で、以下の変更を行う場合は、すみやかに大学に申し出て手続きを行ってください。【注意】貸与終了後は変更ができません。

①所得連動返還方式から定額返還方式への変更(第一種奨学金のみ)

②利率の算定方法の変更(第二種奨学金)

### 【お問合せ】

事務棟1階 教育グループ学生支援チーム

TEL/027-344-6262

E-mail/gakusei@tcue.ac.jp